

大原スポーツ公務員専門学校宇都宮校

ディプロマポリシー（卒業の認定に関する方針）

本校では、学則に教育目的として「教育基本法及び学校教育法に基づき、社会体育指導者・健康管理指導者・トレーナー及び警察官、消防官をはじめとする公務員養成に関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって社会に貢献できる有為な人材育成を目的とする。」を掲げて教育を行っています。

トレーナー等スポーツに関する専門的な知識、技能や法律、行政、ビジネスに関する専門知識を養成するとともに、社会人として求められる基礎力、思考、言動についてもバランスよく身につけた人材を育成すること、また、社会全体、各産業界における課題を見つけ出し、自らもその一員としての自覚を持ち貢献できる人材を育成することを目的として教育カリキュラムを編成し、指導に当たっています。

上記に基づきディプロマポリシーとして卒業時点で身に付けている能力を以下のとおり定めます。

- (1) 社会で守るべき倫理や責任を理解している。
- (2) 各学科の教育課程に示す専門的な知識・技能を身に付けている。
- (3) 教育課程に示す知識・技能を身に付けるために自ら学ぶ姿勢を身に付けている。
- (4) 他者と協力し物事を成し遂げる姿勢と、そのために必要な表現力を身に付けている。

大原スポーツ公務員専門学校宇都宮校では卒業の認定にあたり、学則に定める各学科の卒業に必要な履修科目の成績評価、出席状況等平素の素行も踏まえて審査を行います。

審査の結果、課程の要件を満たし修了した者に卒業の認定を行うとともに、2年制学科の卒業生には専門士の称号を付与します。